

## 2. 各種の広報・啓発活動

### (1) 各種の週間・月間等の取組

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用支援月間ポスター原画表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

10月15日から21日までの「第66回精神保健福祉普及運動」の期間においては、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会を始めとする諸行事が実施された。

12月4日から10日までの「人権週間」においては、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、障害のある人に対する偏見や差別を解消することを含め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で講演会の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の広報・啓発活動が実施された。

2007年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、厚生労働省では、毎年、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るためのシンポジウム等を開催している。2019年4月6日には、「輝く人・照らす人」をテーマとしたシンポジウムを開催した。

また、世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。

### (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。2018年度においては、6団体を表彰した（図表1-1）。



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式（2018年12月／写真：内閣府）

■ 図表 1-1 平成30年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

○内閣総理大臣表彰

有限会社 エクストラ (静岡県静岡市) 【厚生労働省推薦】	・視覚障害当事者である同社技術顧問を中心に視覚障害者向け支援機器及びソフトウェアの開発・ローカライズ・販売を行っている。特に視覚障害者の情報支援に関する製品の制作に力を注ぎ、情報弱者と言われてきた視覚障害者が楽しみながら活用できる世界の先端支援技術を提供することにより、視覚障害者がテクノロジーを活用して障害による不利益を少しでも減らすことを目指している。
-------------------------------------	--

○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

社会福祉法人 愛知たいよ うの杜 (愛知県長久手市) 【愛知県推薦】	・子供から高齢者まで多世代が共に生きるコミュニティの実現を目指し、社会福祉法人愛知たいよの杜は、特別養護老人ホーム「愛知たいよの杜」、ケアハウス「ゴジカラ村雑木林館」、「もりのようちえん」、看護福祉学校「もりのがくえん」等からなる「ゴジカラ村」を創設した。また、ゴジカラ村の各施設、また周辺施設である多世代共同住宅「ぼちぼち長屋」等と様々な場面で連携を図りながら、子供から高齢者、障害者にそれぞれの役割と居場所を提供している。
明石市 (兵庫県明石市) 【厚生労働省推薦】	・子供施策の充実を図るだけでなく、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えを基にした福祉施策を推進していくに当たって、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けた5つのSTEP(①手話言語の確立、②多様なコミュニケーションの促進、③障害差別解消条例の制定、④合理的配慮への公的助成、⑤誰もがくらしやすいまちへ)を掲げ、独自又は先進的な事業を多数進めている特色のある市である。
合同会社 Chupki (東京都北区) 【厚生労働省推薦】	・視覚障害者の映画鑑賞をサポートする活動から始め、2016年6月にクラウドファンディングを実施し賛同者を募り、同年9月に、日本初の常設のユニバーサルシアターを東京都北区に開館した。年間300日、1日4回、年間60本程度の作品を上映するほか、音声ガイド製作者養成のためのワークショップ開催、シアターレンタル(映画館設備の時間貸し)等を行っている。

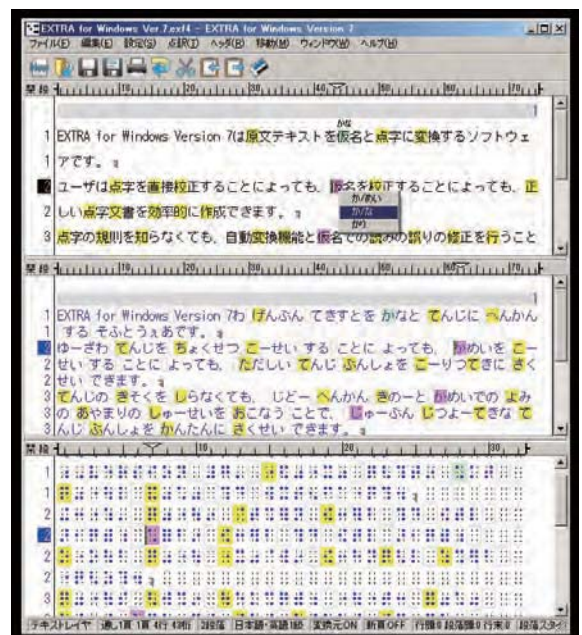
○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

藤巻 進 (静岡県富士市) 【静岡県推薦】	・これまで大型でスポーツ施設等の常設タイプであった車椅子スポーツ競技者向けのトレーニングマシンの軽量化・コンパクト化を実現し、自宅はもちろん遠征先にも持ち込んで気軽かつ安全にトレーニングをすることを可能とした。
富士見高原リゾート株式会社 (長野県諏訪郡) 【長野県推薦】	・美しい山の自然を、子供や高齢者、障害者と介助者や家族など誰もが共に感じ楽しむことができる場所を「ユニバーサルフィールド」とし、環境の保持、経済性を担保しながら、障害者、家族が共に楽しめる環境づくりを2010年から進めている。 ・多様な移動手段を用意することにより、山岳高原地域の自然環境を維持したうえで、障害者、高齢者、乳幼児等歩行に不安を抱える利用者とその家族が共に楽しめるよう改善を図り、普及活動にも尽力している。

資料：内閣府



製品を用いる様子(有限会社 エクストラ)



日本語自動点訳ソフトウェア「EXTRA」(パソコン画面)

### 3. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）が2018年12月に公布・施行され、同法に基づき、2019年1月、関係行政機関相互の調整を行うための「ユニバーサル社会推進会議」を開催した。毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表することとしている。



# TOPICS

## ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進について

2018年12月に、「全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的」としたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）が成立し、同月に公布・施行された。

2019年1月に、同法第13条に規定されている「ユニバーサル社会推進会議」を開催した。同会議においては、内閣府副大臣を議長として、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表の方向性について決定するとともに、各省庁におけるユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の現在の取組等について情報共有を行ったところである。



会議で挨拶する左藤内閣府副大臣

今後も、同法に基づく「政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表」など、関係省庁が連携しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進することとしている。

### ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の概要

**目的** ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進すること。

**本法のポイント** ①障害者、高齢者等に関する施策の実施状況の一元的な公表（第2）  
②ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進（第4）  
③施策実施段階における障害者、高齢者等からの意見の反映（第3の2）

#### 第1 総則

- 1 定義
  - ・「ユニバーサル社会」＝障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会
  - ・「障害者、高齢者等」＝障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者
  - ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」＝障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、(1)～(5)を達成することを目指して行われる諸施策
    - (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
    - (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参画する機会の確保
    - (3) 障害者、高齢者等が、安全かつ安心して生活を営むことができること。
    - (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
    - (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。
- 2 国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力
- 3 法制上の措置等
  - ・法制上、財政上の措置等を講ずる国の義務を規定
  - ・法制上、財政上の措置等を講ずる地方公共団体の努力義務を規定

#### 第2 諸施策の実施状況の公表

- ◆政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。

#### 第3 諸施策の策定・実施に当たっての留意等

- 1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。
  - (1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実
  - (2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保
  - (3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保
  - (4) 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保
  - (5) 障害者、高齢者等が安全かつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置
  - (6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。
- 2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等
- 4 国及び地方公共団体による、障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等

#### 第4 ユニバーサル社会推進会議

- ◆関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置

#### その他

- 1 施行日：公布の日から施行
- 2 施行後3年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

## 4. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、2018年度においても積極的な情報提供に配慮している。

具体的には、会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信として、動画、音声、手話及び要約筆記の文字情報により一定期間提供している。これに加え、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員及び傍聴者の参画に資するため、視覚障害者のための資料の点字訳の提供、聴覚障害者のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供、磁気ループの敷設などの配慮を講じている。

## 5. 障害者白書のマルチメディアデザイン化

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出する年次報告書である本「障害者白書」については、平成28年版障害者白書（平成27年度障害者施策の概況）より、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として、近年用いられている情報システムである「マルチメディアデザイン（※）」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

【内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h30hakusho/zenbun/index-w.html>】

※：マルチメディアデザイン図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ（同期）させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイルを可能にするもの（デジタル録音図書）。視覚障害者のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっても、今後も有効なツールとなっていくものと考えられる。

〈マルチメディアデザインの特徴〉

- ・目次から読みたい章や節、任意のページに移ることが可能
- ・最新の情報圧縮技術で一枚のCDに50時間以上の収録が可能
- ・音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることが可能
- ・再生ソフトの機能により、個々のニーズに合った読み方が可能

（内閣府ホームページの掲載例）



（図出典：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）



## 6. 教育・福祉における取組

### (1) 学校教育における取組—交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されるとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（2017年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、2018年2月に交流及び共同学習の推進方策について提言を取りまとめた。提言を踏まえ、2019年3月に、学校において交流及び共同学習を行う際の参考となるよう、「交流及び共同学習ガイド」の改訂を行い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの観点からの取組事例を掲載した。

### 学校における交流及び共同学習の推進について（概要）

2018年2月 心のバリアフリー学習推進会議

#### 1. 交流及び共同学習の推進

- ・ 交流及び共同学習は、障害のある子供・障害のない子供の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有する。
- ・ 現在行われている取組は、単発の交流機会や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多い。各学校において、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが重要。
- ・ その場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前学習・事後学習を実施し、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を継続して実施することが重要。
- ・ 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組み、全教職員が目的や内容等を共有することが必要。
- ・ 教育委員会は、先進的な取組を域内の学校に普及するなどにより取組を推進。その際、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえ、学校のマネジメントの観点からも支援が必要。

#### 2. 障害のある人との交流の推進

- ・ 障害のある人との交流は、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学び、「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味。
- ・ 学校には交流を行うことができる施設等についての情報が無い場合がある。教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体・施設の連絡先を整理して学校に共有することが有効。

#### 3. ネットワーク形成の促進

- ・ 学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うに当たり、教育委員会が中心となり、福祉部局、社会福祉法人、スポーツ・文化芸術などの関係団体等のネットワークを形成することが重要。
- ・ このようなネットワークは、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要。
- ・ 関係者が定期的な連絡・協議を行うなど、その機能の充実を図ることが重要。

#### 4. 今後の推進方策

- 文部科学省において心のバリアフリーに関する事業を充実し、事業を行っている学校だけでなく**全ての学校が継続的に実施できるよう、全国に取組を普及。**
- 文部科学省においては、平成30年度中に「**交流及び共同学習ガイド**」を学校がより活用しやすいものに改訂し、**考え方や進め方を周知。**
- 教育委員会は、教育委員会と学校の役割分担の見直しや明確化、取組のノウハウの共有など、**学校の多忙化を踏まえた支援を実施。**
- **国や教育委員会における研修において計画的に取り上げるとともに、特別支援学校と小・中学校等の教職員の交流・相互理解を促進。**
- **教育委員会において、障害のある人との交流に当たって学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理し共有。**
- **教育委員会が中心となって、福祉部局、学校、社会福祉法人や関係団体等と連携したネットワークの形成を促進。**
- (独)国立特別支援教育総合研究所のホームページ等において、教職員等が活用しやすいよう、**交流及び共同学習の実践事例等を充実。**



障害のある子供と障害のない子供が「ゴールボール」（視覚障害者のパラリンピック種目）を通して一緒に学ぶ様子（写真：鳥取県教育委員会）

## (2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

## 7. ボランティア活動の推進

### (1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

### (2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、「ボランティア全国フォーラム」の開催などのボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

内閣府では、地域における共生社会の実現に向けた課題解決に対応できる人材育成を目的とした「地域課題対応人材育成事業『地域コアリーダープログラム』」を実施した。

このプログラムは、障害者関連、高齢者関連、青少年関連のそれぞれの3分野において、地域における社会活動に携わる日本の青年を海外に派遣するとともに、海外の様々な組織で活動する青年リーダーを日本に招へいして地域における課題の共有や意見交換等を通じて相互に交流することにより、我が国の地域社会活動の中核を担う青年リーダーの非営利団体の運営、国・企業・地方公共団体等との連携及び人的ネットワーク形成の方法等の実務的な能力の向上及び各国、各分野間のネットワークの形成を図るものである。

このうち障害者関連分野について、2018年度は、10月に日本青年9名（団長含む）をフィンランドに派遣し、2019年2月にドイツ、フィンランド及びニュージーランドの青年リーダー計9名を日本に招へいた。



フィンランド社会保健省にて、派遣団によるプレゼンテーション（写真：内閣府）



フィンランドの障害者を対象としたサービス付き住居にて利用者の方々と交流（写真：内閣府）

## 8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を含む人権全般に関する知識等を深めるための講義や精神障害のある人等が入所する施設等の見学を実施するなどし、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象として、人権に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした「人権に関する国家公務員等研修会」を、また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。その中で、障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げている。これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、本部の担当職員がサービス介助士の資格を取得し、全国の職員が参加する研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。